

会費及び入会金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号、第2号、第4号並びに第7条に定める正会員、賛助会員、及び特別会員が支払う入会金及び会費に関する事項を定め、それによって一般社団法人プロセスマイニング協会（「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第5条第1号、第2号及び第4号に規定する入会金及び会費は、次の掲げるところによる。

(1) 正会員

① 入会金

個人	金100万円（初年度会費に充当）
団体	金100万円（初年度会費に充当）

② 会費

個人	金100万円
団体	金100万円

(2) 賛助会員

① 入会金

個人	金30万円（初年度会費に充当）
団体	金30万円（初年度会費に充当）

② 会費

個人	金30万円
団体	金30万円

(3) 特別会員

① 入会金

個人	金80万円（初年度会費に充当）	団体	金80万円（初年度会費に充当）
----	-----------------	----	-----------------

② 会費

個人	金80万円
----	-------

団体 金80万円

- 2 正会員、賛助会員又は特別会員の入会金は、初年度の会費に充当するものとし、たとえ事業年度の途中での入会であったとしても、減免をしない。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員、賛助会員又は特別会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、入会金をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 正会員、賛助会員又は特別会員は、毎事業年度の会費として12月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 正会員、賛助会員又は特別会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 正会員、賛助会員又は特別会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

- 2 この法人は、正会員、賛助会員又は特別会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。